

『礼記』の冠義以下六篇について

末永 高康

一

近年の新出土資料には伝世文献との重複文が少なからず含まれている。伝世文献の資料的価値を再検討する上で、これら重複文が重要な手がかりを与えてくれているのは言うまでもない。次に示すのは郭店楚簡『六徳』と『礼記』郊特牲篇との重複文である^①。

『六徳』簡一七～二〇

知可爲者、知不可爲者、知行者、知不行者、謂之①夫、以智率人多。智也者、夫徳也。②壹與之齊、終身弗改之矣。是故夫死有主、終身不嫁、謂之③婦、以信從人多也。④信也者、婦徳也。

郊特牲篇

A 幣必誠、辭無不腆、告之以直信。信、事人也。④信、婦徳也。②壹與之齊、終身不改、故夫死不嫁。…
B 出乎大門而先、男帥女、女從男。夫婦之義、由此始也。③

婦人、從人者也。幼從父兄、嫁從夫、夫死從子。夫也者、夫也。①夫也者、以知帥人者也。

「夫」を「智（知）で人を率（帥）いるもの」とし（①）、「信」を「婦徳」とし（④）、「婦」を「（信を以て）人に従うもの」とする（③）夫婦の位置づけが共通しているし、特に②の波線部の類似は顕著である。両者の密接な関係は一見して明らかであろう。郊特牲篇のこの部分は昏礼の義を説くもので、今本では『儀礼』士冠礼の「記冠義」と重複する部分と並べられている。「記冠義」と重複する部分と同様、郊特牲篇の中では異質で、かつ独立したまとまりを持った部分であり、これが郊特牲篇の他の部分とは由来を殊にする資料であることは明らかである。記述の便のために、ここではこの部分を「記冠義」に模して（郊特牲篇の）「記昏義」と呼ぶことにして、この「記昏義」では昏礼の儀節の一部を引いて（傍線部A B）、その「義」を解説する語を後に加える形で文章が構成されている。この解説部分で『六徳』と重複しているのだから、「記昏義」が『六徳』（またはそれに類似する文献）を利用したものと考えてよいであろう。よ

つてこの重複文は郊特性篇の「記昏義」の成立の下限を定めるものとは言えないが、この部分の記述が相応に古い由来を持つものであることを示している。

この「記昏義」成立の下限を定めるのは、次の『韓詩外伝』卷二（第三十三章）の文章である⁹⁾。

①嫁女之家、三夜不息燭、思相離也。取婦之家、三日不舉樂、思嗣親也。是故②婚禮不賀、人之序也。③三月而廟見、稱來婦也。④厥明見舅姑、舅姑降于西階、婦降自阼階、授之室也。

憂思三日、不殺三月、孝子之情也。故禮者、因人情為文。

これが、郊特性篇の「記昏義」の次の部分と、

④厥明、婦盥饋。舅姑卒食、婦餼餘、私之也。④舅姑降自西階、婦降自阼階、授之室也。昏禮不用樂、幽陰之義也。樂、陽氣也。②昏禮不賀、人之序也。

『礼記』曾子問篇の

孔子曰、①嫁女之家、三夜不息燭、思相離也。取婦之家、三日不舉樂、思嗣親也。③三月而廟見、稱來婦也。擇日而祭於禴、成婦之義也。

を合成したものであることは一見して明らかであろう。諸書を節引してそこに『詩』の一節を加えるのを基本とする『韓詩外伝』の性格からしても、これらの文章は韓嬰に先立つものと思なければならぬ。よって、「記昏義」は遅くとも文帝から武帝期にはすでに存在していたことになる¹⁰⁾。となると、改めて問題となるのは、『礼記』昏義篇の成立年代である。

昏義篇もまた、その名のごとく昏礼の義を説くものであるが、これが郊特性篇の「記昏義」に先行することはほぼ間違いない。たとえば、新郎が新婦を自ら迎える親迎の儀に対して、昏義篇では

父親醮子而命之迎、男先於女也。

と短い解説（傍線部）を加えるのみである。これが郊特性篇の「記昏義」になると、この「男先於女」がさらに敷衍されて、

男子親迎、男先於女、剛柔之義也。天先乎地、君先乎臣、其義一也。

と語られることになる¹¹⁾。新郎新婦が食事を共にする共牢の儀にしても、昏義篇が

共牢而食、合盃而醕、所以合體、同尊卑、以親之也。

と「同尊卑」等を導くに過ぎないのに対し、郊特性篇の「記昏義」ではそれをふまえて、

共牢而食、同尊卑也。故婦人無爵、從夫之爵、坐以夫之齒。

と婦人の爵や坐についての議論が付加されている。昏義篇が「記昏義」から節引した可能性はほとんど考えられないであろう。

昏義篇を含む『礼記』の冠義篇以下六篇——冠義、昏義、鄉飲酒義、射義、燕義、聘義の六篇（以下これを「冠義等六篇」と略記する）は、通常、今文礼の『儀礼』十七篇の「義」を説いたものとされている¹²⁾。『漢書』の儒林伝によれば、今文礼は漢成立の後、魯の高堂生が伝えたもので、後に后倉やその弟子の戴徳、戴聖、慶普等がその学を受け継いだとされている。『漢書』等の記載では、后倉以前に今文礼を伝えた者で、著作を残した者はいないようであるから、

冠義等六篇が今文礼の義を説くものであるならば、それは后倉以後の作と判断されることになる。王夢鷗『礼記校証』なども、そのような判断を下している。しかし、后倉は夏侯始昌に事えたとき⁷⁾、夏侯始昌は韓嬰の死後に活躍した人物であるから⁸⁾、韓嬰時に存在した「記昏義」に昏義篇が先立つと考えられる以上、昏義篇が后倉以後の作であることはない⁹⁾。ならば、昏義篇を含む冠義等六篇についても、それが果たして今文礼の義を説いたものであるのかも含めて、その資料的性格について改めて検討を加えていく必要がある。この再検討を行うのが本論の目的である。

二

あるいは、次の事例を根拠に、冠義等六篇が今文礼に基づくことは明らかであると判断されるかも知れない。今本の『儀礼』郷飲酒礼で「遵(者)」と表現される主人の補佐役が(10)きなど¹⁰⁾、『礼記』郷飲酒義篇では「僕」字に作られている(6)1:5gなど)。前者が古文、後者が今文であることは双方の鄭注で明らかにされているから、郷飲酒義篇のこの部分は今文の『儀礼』テキストに拠ると考えなければならぬ。これを推すならば、他の部分もまた今文テキストに拠っていると考えるべきである、と。

ただ、「僕」字については、今本『礼記』少儀篇でもこの字が用いられている(35:19b)。その部分の鄭注でもこれが今文であることが示されているから、上と同じように考えるならば、少儀篇もまた

今文の『儀礼』テキストに依拠した漢代以後の作と判断されることになる。しかし、少儀篇は曲礼篇、玉藻篇に類似し、武内義雄「曲礼攷」(『全集』第三卷、角川書店、一九七九年所収)では「子思学派の伝えた古い礼経の残闕であろう」と推定され、吉本道雅「曲礼考」(小南一郎篇『中国古代礼制研究』人文科学研究所、一九九五年所収)でも『孟子』以前の成書とされている。これらの説をそのまま取らないにせよ、その成立が漢代にまで降るものとは思われない。ちなみに、玉藻篇では「緇」を「純」に誤ったと思われる部分があり(20:13b)、鄭注では古文の「緇」字が「糸旁の才」に書かれていたことによる誤記であるとされている。上博楚簡『緇衣』が「緇」を「糸旁の才」に作ることも知られるように、これは戦国時代の用字法に属するから、玉藻篇が先秦に遡るテキストに由来を持つものであることが、ここからも知られる。少儀篇の「僕」字については、この篇が漢代の作であることを示すものではなく、この篇が漢代に転写された際に漢代の用字法に従ったものと見るのが穏当であろう。

郷飲酒義篇の同じ箇所では月の輝いている部分を示す語として、「魄」が用いられており、『説文』がこれを「霸」に作ることから、王国維「生霸死霸考」(『觀堂集林』卷一)などは「魄」を今文であると判断されている。どうやら、郷飲酒義篇この部分が漢代の用字法に拠って記されているのは確かなようなのであるが、このことは今本が漢代に書写されたテキストに由来することを示すにすぎず、この篇の成立が漢代以後であることを必ずしも保証しない。後に示すように、冠義等六篇の中には古文の用字法に従ったと考えられる部

分もあるから、一二の文字が今文で記されていることのみを根拠にして、その後出を性急に導いてしまうのは危険であろう。

とはいえ、郷飲酒義篇のこの部分（下文の区分でB、Eに当たる部分）などは、郷飲酒礼における席次を天地の陰陽の循環に結びつけて説明するものであるから、陰陽説が儒教に深く浸透した漢代の作である可能性は否定できない。王夢鷗などはここに見える陰陽説を董仲舒などの「斉学者の今文説を承けたもの」と見なしている。ただ、ここに見える陰陽循環説は董仲舒のそれに比較するとなお素朴な段階にとどまっておらず、董仲舒以後でないと唱えられないようなものとも思われない。また、ここでは、数字の「三」が、朔より三日目にして月が光を発することに結びつけられて説明されており、これを天地人の三才で発想していく『春秋繁露』（特に王道通三篇）あたりとは一定の距離を示している。冠義等六篇中の陰陽説と言え、他に、昏義篇に日月食を「適の天に見われ」ものとする部分があつて、災異説との関連をうかがわせているが、日食を機に自戒する「災異自戒」の考えは文帝の詔にも見えているし⁽⁴⁾、このレベルの記述であれば董仲舒以前に存在していても問題ないように思われる。そもそも『漢書』五行志上の「董仲舒：始めて陰陽を推し、儒者の宗と為る」（二二七頁）を根拠にして、儒家における陰陽説の導入は董仲舒にはじまるとし、陰陽説の見える儒家文献の成立をすべて董仲舒以後に引き下げてしまう王夢鷗流の年代推定には問題があると思われるが、しばらくこれを問わないことにしよう。郷飲酒義篇や昏義篇で陰陽説や災異説を説く部分がかりに漢代の作であ

つたとしても、それを根拠にして、冠義等六篇の成立全体を漢代以後に押し下げてしまうのにはなお問題があると思う。

というのも、今本の郷飲酒義篇や昏義篇が一時一人の手になるものでないことは一見して明らかだからである。上で言及した災異説との関連をうかがわせる部分は、今本昏義篇の末尾の一節であるが、それ以前の部分では、基本的に『儀礼』士昏礼の文章を引きながら、その義を解説していくというスタイルを取っている。この末尾の一節だけが、『儀礼』とも、士礼とも関わりのない文章であることを考えるならば、他とは由来を異にする資料がここに紛れ込んだものと考えらるべきであろう。

今本郷飲酒義篇に至ってはさらに不可解な構成をしている。いま、その構成を示せば、

- A ① 「郷飲酒之義」で始まり、『儀礼』郷飲酒礼の文章を引きながら、その義を説く部分。
- B 「賓主、象天地也」以下の、賓主等の席次等を天地陰陽に結びつけて解する部分。
- A ② A ①と同様の部分。
- C 「郷飲酒之禮」で始まり、『儀礼』郷飲酒礼の文章に直接依拠しない形で、この礼の義を説く部分。
- D 「孔子曰、吾觀於郷、而知王道之易易也」以下の『荀子』楽論篇と重複する部分。
- E 「郷飲酒之義」で始まり、Bと同様の議論を展開する部分。

おそらく、A①とA②がもともとは連続した文章であり、これが郷飲酒義篇の本体だったと思われる。今本ではそこにBが紛れ込んでしまっている。CやEの冒頭が篇首と同様であるのも、これらがもともとは別の資料であったことを暗示している。Dと『荀子』楽論篇との先後は見定めがたいが、これがA①A②と由来を殊にするものであるのは明らかである。今本の篇のまともは尊重されるべきではあるものの、このAからEの資料を一括して同じ時期の成立としてあつかうには無理がある²⁾。

このことをより実感させられるのは、『礼記』聘義篇と、『大戴礼記』朝事篇との関係であろう。朝事篇は大雑把に分けて次の四つの部分から成っている。

A 『周礼』春官・典命／秋官・大行人からの引用を中心にして、覲礼の義を説く部分。

B 「諸侯相朝之禮」以下の、諸侯が互いに賓となる礼の義を説く部分。聘義篇の一部と重複。

C 「聘禮、上公七介、侯伯五介、子男三介」以下の、聘義篇（末尾の二節を除く）とほぼ一致する部分。主として『儀礼』

聘礼の義を説く。

D 「古者、大行人掌大賓之禮」以下の『周礼』秋官・大行人／小行人とほぼ重複する部分。

『儀礼』聘礼が、諸侯の使いとして卿大夫が派遣される礼であって、『礼記』聘義篇がその義を説くのを中心とするのに対し、『大戴礼記』朝事篇は、その上に、諸侯同士の会見の礼における義と諸侯が

天子に謁見する覲礼の義が、多く『周礼』に基づく形で被せられている。これなども、聘義と一致するCの部分が核となって、他の部分が付加されていったとみるべきであろう。A、Bの部分の作者が同時に今本の形としたものなのか、出自の異なる資料を後に誰かが今本の形にまとめたのかはわからないが、いずれにせよCと他の部分の成立を同列に語ることができないのは確かである。

また、聘義篇の末尾の二節（「聘射之禮、至大禮也」以下の聘射礼を一括して語る一節と、玉の徳についての子貢と孔子の問答からなる一節）がそれ以前の部分と出自を殊にすることは一見して明らかであるが、朝義篇のCの部分にこれが取られないことは、このことをさらに裏付けていよう。

燕義篇も朝事篇と同じく、『周礼』夏官・諸子（燕義篇では「庶子」に作る）の文章をその冒頭に冠しているが、これも後の付加であって、本来の燕義篇は「諸侯燕禮之義」以下の部分であったはずである。

冠義等六篇が今本のような形にまとめられた過程の考察はそれ自体興味深いテーマではあるが、今本の形にまとめられた時期と今本を構成する各部分が成立した時期とは区別して論じられなければならない。

三

そこで今本の成立と、それを構成する各部分の成立を区別して

考えるならば、冠義等六篇においてまず考察の対象とすべきは、各篇の核であったと目される部分、すなわち、『儀礼』テキストに密着して、その義を説く部分となる。上の郷飲酒義篇を例に取れば、A①②がそれに当たる。これが冠義等六篇においてどれだけの部分を占めるのか、その範囲については後に論ずることとして、まずは、このA①の冒頭部を例に、この部分の基本的な形式を示しておきたい。

郷飲酒之義、①主人拜迎賓於庠門之外、入三揖而后至階、三讓而后升、所以致尊讓也。②盥洗揚觶、所以致絜也。③拜至、拜洗、拜受、拜送、拜既、所以致敬也。

尊讓絜敬也者、君子之所以相接也。君子尊讓則不爭、絜敬則不慢。不慢不爭、則遠於鬪辨矣。不鬪辨則無暴亂之禍矣。斯君子所以免於人禍也。故聖人制之以道郷人君子⁽⁴⁾。

冒頭の「郷飲酒之義」は見出しに当たるが、現行のテキストでこの形の見出しを持つのはこの篇と燕義篇だけである。次の①、②、③の破線部が『儀礼』郷飲酒礼を節引する部分で、それぞれの儀節についての義が、その後ろに付せられている(二重傍線部)。ここではともに「所以」を冠する形でその義が導かれているが、他の部分ではつねに「所以」が冠せられているわけではない。その下の部分では、上で導かれた三つの義(一致)尊讓、「一致」絜、「一致」敬を承けて、その義の持つ意義がさらに敷衍されている。『儀礼』における個々の儀節の義を導いて、いくつかの義をまとめてさらにその意義を敷衍していくというのが、この部分の基本的な形式で、例えば

昏義篇の次の部分などにもこれを確認することができる。

①夙興、婦沐浴以俟見。質明、贊見婦於舅姑。執筭棗栗段脩以見。贊醴婦、婦祭脯醢、祭醴、成婦禮也。②舅姑入室、婦以特豚饋、明婦順也。③厥明、舅姑共饗婦、以一獻之禮、奠酬、舅姑先降自西階、婦降自阼階、以著代也。

成婦禮、明婦順、又申之以著代、所以重責婦順焉也。婦順者、順於舅姑、和於室人、而后當於夫。以成絲麻布帛之事、以審守委積蓋藏。是故婦順備、而后内和理。内和理、而后家可長久也。故聖王重之。

各儀節の「義」として「成婦礼」「明婦順」「以著代」が導かれ、これをさらに敷衍する形で昏礼の意義が説かれているわけである。昏義篇ではこの手前の部分にもこの形式は明瞭に読み取れる。次の聘義篇の例も同様である。

①三讓而后傳命、三讓而后入廟門、三揖而后至階、三讓而后升、所以致尊讓也。②君使士迎於竟、大夫郊勞、君親拜迎於大門之内而廟受、北面拜祝、拜君命之辱、所以致敬也。

敬讓也者。君子之所以相接也。故諸侯相接以敬讓。則不相侵陵。

ただ、聘礼における儀節の順からいっても、まとめの部分の「敬」「讓」の順からいっても、②↓①の順でなければならぬはずで、あるいはここには錯簡があるのかもしれない⁽⁵⁾。

もっとも、つねにこの形がきっちり守られているわけではなく、次の冠義の例では、導かれたいくつかの義の内、「成人」だけ

が取り出されてその意義が敷衍されている。

故①冠於阼、以著代也。②醮於客位、三加彌尊、加有成也。

③己冠而字之、成人之道也。④見於母、母拜之、見於兄弟、

兄弟拜之、成人而與為禮也。⑤玄冠玄端、奠饗於君、遂以摯

見於鄉大夫鄉先生、以成人見也。

成人之者、將責成人禮焉也。責成人禮焉者、將責為人子、為人弟、為人臣、為人少者之禮行焉。將責四者之行於人、其禮可不重與。故孝弟忠順之行立、而后可以為人。可以為人、而后可以治人也。故聖王重禮。

ただ、この最初の部分は、『儀礼』記冠義（また『礼記』郊特牲篇）の

①適子冠於阼、以著代也。②醮於客位、加有成也。②三加

彌尊、詢其志也。③冠而字之、敬其名也。

と重複する部分で、あるいは冠義篇のこの部分は他所の文章が紛れ込んだものかも知れない。

燕義篇の「諸侯燕禮之義」以下の部分も冠義篇のこの部分に似て、各儀節の義を説く末尾で導かれた「明臣禮」「明君上之禮」および「禮無不答」を承けて、総体としての燕礼の義が敷衍されている。射義篇だけは、『儀礼』を節引する部分を持たないから、さしあたりここでの考察から外れることになるが、冠義、昏義、郷飲酒義、燕義、聘義の各篇間の類似性は、この形式の上にも確認されよう。

四

さて、これらの部分においては、まずは『儀礼』が節引されてその義が加えられているわけであるが、その節引の仕方はさまざまである。『儀礼』のテキストを比較的忠実に引いてくるのは昏義篇で、上の例では『儀礼』士昏礼の次の部分（傍線部）が対応している。

①士昏礼 5-9a

夙興、婦沐浴、纁笄宵衣、以俟見。質明、贊見婦于舅姑。席于阼、舅即席。席于房外南面、姑即席。婦執笄棗栗、自門入、升自西階、進拜奠于席。舅坐撫之、興答拜。婦還又拜。降階、受笄、脰脩、升進北面、拜奠于席。姑坐舉以興、拜授人。贊醴。婦。席于戶牖間。側尊甌醴于房中。婦疑立于席西。贊者酌醴、加枌面枋、出房、席前北面。婦東面拜受。贊西階上北面拜送。婦又拜。薦脯醢。婦升席、左執觶、右祭脯醢、以枌祭醴三。降席、東面坐啐醴、建枌興拜。贊荅拜。婦又拜、奠于薦東、北面坐取脯、降出、授人于門外。

②士昏礼 5-11b

舅姑入于室。婦盥饋。特豚合升、側載、無魚腊、無稷、並南上。其他如取女禮。

③士昏礼 5-13a

舅姑共饗婦、以一獻之禮。舅洗于南洗、姑洗于北洗、奠酬。舅姑先降自西階、婦降自阼階。

これでもかなり省略して引用されていると言えるものの、他篇と比

べると引用が丁寧でかつ冗長である。たとえば③の部分で、舅姑と新婦との代替わりを直接的に象徴しているのは、舅姑が賓客の用いる西階から降り、新婦が主人の用いる阼階から降ることを示す末二句だけである。これを、同じ「以著代也」の釈義を与えている冠義篇①と比較すれば、その冗長さが知られよう。上に引いたのは昏礼の二日目以後の儀節についてであるが、初日の儀節の義を説いた部分も同様で、比較的長く『儀礼』経文を引いている。逆に、冠義篇の①から③などはそれぞれに相当する儀節はもちろん『儀礼』士冠礼に存在しているものの、士冠礼にはこれと直接に対応する言葉は見えていない。のみならず、②で「醮於客位」とするのは、「醮」を用いるのを正礼とし、「醮」を用いるのを変礼とする士冠礼の立場と食い違っている。⁴⁹⁾

この種の食い違いは少なからずあって、士冠礼では加冠の後、母に見えてから、字が付けられることになっているが、冠義篇では全体として冠礼で行われる儀節の順にその「義」が説かれていくにもかかわらず、この部分での順序が逆転している(③と④)。これは単に同居の親族に見えるのを一括するための処置であったのかも知れないが、冠義篇の作者において「字を付ける」↓「母に見える」↓「兄弟に見える」の順で冠礼が行われると観念されていた可能性をうかがわせるものである。

『儀礼』テキストを比較的忠実に引く昏義篇でも、上の③の部分冒頭の「厥明」は士昏礼には見えず、①から③の儀節を一日で行うとする士昏礼の記述と食い違っている。そこで鄭玄などはこれを士

礼ではなく大夫以上の礼によるものと解しているが⁵⁰⁾、昏義篇のこの部分が全体として『儀礼』士昏礼に拠っているのは明白であるから、あるいは昏義篇の作者においては、士礼もまた③の儀節を翌日に行うものと観念されていたのかも知れない。

郷飲酒義篇の②「盥洗揚觶」も奇妙な部分で、「盥洗」は『儀礼』郷飲酒礼(9.25)に見えているが、これは主人が賓に献する場面であるから、郷飲酒礼に従うならば、ここで用いられる杯は「觶」ではなく「爵」のはずである⁵¹⁾。そこで正義などは「揚觶」を主人が賓に酬する場面に当てるのであるが、郷飲酒義篇の下文(16a3)で「献」について述べていると考えられる部分でも「卒觶」と言われているのをあわせ考えると、この篇の作者はどうやら「献」「酬」で用いられる杯を区別していないようにも見える。また「揚觶」の語も郷飲酒礼には見えていない。鄭玄はこの「揚觶」に対して、

揚、舉也。今禮皆作騰。

と注していて、「揚」を「舉」に置き換えた「舉觶」であれば旅酬の始めのところに「一人洗升、舉觶于賓(9.25)」と見え、郷飲酒義篇(9.26)においても「一人揚觶」の形でこの部分が引かれているが、この主語は「主人」ではないからここに拠ったとも思えない。郷飲酒義篇のこの部分が『儀礼』郷飲酒礼に基づいているのは確かであるのだが、『儀礼』とは微妙にずれているのである。

ところで「揚觶」の語は『礼記』檀弓下篇(9.30b)にも見えていて、そこでも鄭玄は

禮、揚作騰。揚、舉也。騰、送也。揚、近得之。

と注記している。この部分の校勘記(442)では毛本(汲古閣本)が「騰」を「滕」に作ることを指摘し、『説文』人部(822b)「☆、送也」(段注「☆、今之滕字。」☆はともに人旁の关)を引いて、「騰」に作るのを非とする段玉裁説を取っている。段説の是非は措くとして、『儀礼』において「滕」を「騰」に作る指摘であれば、燕礼(412b) 主人奠爵于篚、主人盥洗升、滕觚于賓。

に対する鄭注 滕、送也。讀或為揚。揚、舉也。…今文滕皆作騰。

および大射(72b)の同文に対する鄭注

滕、送也。…古文滕皆作騰。

がある。後者の「古文」はおそらく「今文」の誤りであろうが、郷飲酒義篇の鄭注は「揚觶」が「滕觶」と同義であるのを念頭に置いて、今文では「揚(=滕)」を「騰」に作ることを指摘したもののようである。そこで「盥洗揚觶」を「盥洗滕觶」に置き換えて考えるならば、これに最も近い表現は、上の燕礼・大射の一文となる。郷飲酒義篇の「盥洗揚觶」は郷飲酒礼ではなく、ここから取って来たようにも思えるのである。

なお、鄭玄の証言によれば、郷飲酒義等の「揚觶」は古文の用字法に拠ることになる(少なくとも今文の用字法ではないことになる)。

今文礼のテキストしか知らず、かつ今文礼と同じ用字習慣を持つ漢初の人が古文の用字法で記すことはあり得ないから、このことはこれらの篇の成立が先秦に遡ることを示すものと言える。ただし、『儀礼』の鄭注が今文と古文でぶれているのを考えるならば、この一字

にのみ寄りかかってこれらの篇の成立時期を導いてしまうのは危険であろう。

話を戻して、『儀礼』と冠義等六篇との偏差について続けるならば、上に引いた聘義篇①の最初の二句も『儀礼』聘礼には見えていない儀節である。そこで、孫希旦『礼記集解』などは

三讓而后傳命、三讓而后入廟門、聘禮皆無此文、不備也。

と言うが⁽⁹⁾、聘義篇の作者の考える儀節の細部が『儀礼』聘礼の作者が考えるそれとは異なっていた可能性も考えられよう。昏義篇にも似たような部分を指摘することができて、

降出、御婦車、而壻授綏。御輪三周、先俟于門外。婦至、壻

揖婦以入、共牢而食、合盞而酌。

の内、波線を引いた以外の句はすべて『儀礼』士昏礼に対応する記述を指摘することができるのに対し、この句だけは士昏礼に対応部分を求めることができない。孫希旦流に考えれば、これも『儀礼』の不備となるが、『儀礼』士昏礼の成立の段階では、親迎時に新郎が新婦を載せて御する距離について、いまだ明確な規定が定められていなかった可能性もあろう。完備された礼が存在していて、その記述がより精密なものになっていくという「礼の記述の完備化」と、礼それ自体がより精密なものになっていくという「礼それ自体の完備化」とを文献の上で明確に区別することは難しいから⁽²⁰⁾、孫氏が言うように単に『儀礼』の記述が完備したものでなかっただけであるのかも知れないが、上の例は『儀礼』の作者の考える礼と、聘義篇や昏義篇の作者の考える礼が細部において異なっていた可能性を

示唆するものと言えよう。どうやら、これらの篇の作者は、基本的に『儀礼』に拠りつつも、『儀礼』それ自体にそれほど忠実な者ではなかったようなのである。

五

これらの篇の作者の主たる関心が必ずしも『儀礼』に示される各儀節の義の解明の方にあつたのではないことも、上の引用部分からうかがうことができる。昏義篇や冠義篇の場合は、まだ各儀節の義が比較的丁寧に導かれていると言えるものの、上に引いた聘義篇の部分など、使者の一行が国境に至るところから、聘礼の実質部分が終わるところまでの長大な儀節を通じて導かれているのはわずかに「致尊讓」と「致敬」の二つの義に過ぎない。しかも、この二者などは別に聘礼のここでの儀節についてのみ言えるようなものではない。礼全般について言えるようなきわめて一般的な義である。上に引いた郷飲酒義篇で導かれている三つの義の内の二つがことごと一致していることから、これは明らかであろう。各儀節の義が個々に追究され、その義が次第に蓄積されていって、その上に各礼の持つより大きな意義が語られるに至つたというおもむきでは全くないのである。むしろ、礼もしくは各礼の意義がまず念頭にあって、それをうまく導くように、各儀節とその義とが選び取られているような感じなのである。

次に示す例も、波線部の「先禮而後財、則民作敬讓而不爭矣」や

「諸侯相厲以輕財重禮、則民作讓矣」という共通する結論が先にあって、それを導き得るような部分が郷飲酒礼や聘礼から抜き出されたかに見える（二重傍線部が各儀節の義を説く部分）。

郷飲酒義篇

祭薦祭酒、敬禮也。齊肺、嘗禮也。啐酒、成禮也。於席末、言是席之正、非專為飲食也。為行禮也。此所以貴禮而賤財也。卒解致實於西階上、言是席之上、非專為飲食也。此先禮而後財之義也。先禮而後財、則民作敬讓而不爭矣。

聘義篇

以圭璋聘、重禮也。已聘而還圭璋、此輕財重禮之義也。諸侯相厲以輕財重禮、則民作讓矣。

また燕義篇で「燕禮者、所以明君臣之義也」を導く次の部分も、おそらく、この結論から遡って構成されたものであろう。

君舉旅於賓、及君所賜爵、皆降再拜稽首、升成拜、明臣禮也。君荅拜之、禮無不荅、明君上之禮也。

①臣下竭力盡能以立功於國、君必報之以爵祿、故臣下皆務竭力盡能以立功、是以國安而君寧。②禮無不荅、言上之不虚取於下也。上必明正道以道民、民道之而有功、然後取其什一、故上用足而下不匱也。是以上下和親而不相怨也。和寧、禮之用也。此君臣上下之大義也。故曰、燕禮者、所以明君臣之義也。

興味深いのは、この結論を導くだけであれば、「明臣禮也」「明君上之禮也」の二つの義（二重傍線部）が明らかにされれば十分な

ずであるのにもかかわらず、①以下の議論がなされている点である。破線部①でこの二つの「義」から「寧」を、破線部②で「禮無不答」から「和」をなけば強引に導き出して、これらを「礼の用」であるとする議論はさんで、この結論につなげていくわけであるが、この破線部の議論などほとんど燕礼と直接の関係を持たない。もつとも、これを「燕礼と直接の関係を持たない」と言うのであれば、最初に例として引いた郷飲酒義篇の「君子尊讓則不爭、絜敬則不慢」以下の部分も、郷飲酒礼と直接的な関係を持つものではないし、その次に引いた昏義篇の「婦順者、順於舅姑、和於室人」以下の部分も、婦徳を一般的に述べたもので、昏礼にのみ直結するものではない。このような一般的な議論を介して各礼のより大きな意義を導くことに、これら各篇の作者は腐心しているのである。問いの形で言うならば、冠礼、昏礼等について「なぜこの礼が必要とされるのか」「なぜこの儀節が必要とされるのか」の問いはこれに従属しているのである。彼らが基本的に『儀礼』によりつつも細部において必ずしも『儀礼』に忠実でないのは、おそらく、この問題意識の所在によるのである。

とはいえ、各礼の個々の儀節の義に対する問いかけが、冠義等六篇に先立って全く存在していなかったならば、このような形式の篇が生み出されることもなかったと思われる。上に指摘した冠義篇と「記冠義」との重複文の存在からもうかがわれるように、個々の儀節の義に対する問いは、その礼全体の存在意義を問う問いとは独立して存在していたはずである。それが、どのような形で記録されて

いたかわからないものの、その蓄積を利用することのできた者が、さらにその礼全体の意義を問うていったからこそ、このような形式の篇となったのであろう。たとえば、上の燕義篇の引用に先立つ部分、

諸侯燕禮之義、①君立阼階之東南、南鄉爾卿。大夫皆少進、定位也。②君席阼階之上、居主位也。③君獨升立席上、西面特立、莫敢適之義也。④設賓主、飲酒之禮也。⑤使宰夫爲獻主、臣莫敢與君亢禮也。⑥不以公卿爲賓、而以大夫爲賓、爲疑也、明嫌之義也。⑦賓入中庭、君降一等而揖之、禮之也。

であるが、「なぜ燕礼が必要とされるのか」という大きな問いの下で、これらの各儀節の義（二重傍線部）がすべて導かれたと考えるには無理がある。「なぜこの儀節が必要とされるのか」「この儀節が意味するものは何か」の問いかけの蓄積が何ほどかあって、そこで得られていた解答の内、「燕礼は君臣の義を明らかにするもの」という意味付けと関連するものが抜き出されてここに利用されていると見るべきものと思う。

よって、厳密に考えるならば、各儀節の義が問われている段階と、それを利用して各礼の意義が導かれる段階が区分されなければならぬが、さしあたっては、冠義等六篇（射義篇を除く）の中核的部分が、この後者の段階に属するものであることが確認されればそれで十分である。これが確認されるならば、冠義篇や昏義篇の冒頭で、両礼の全般的な意義を説く部分も、（二見すると後の付加のように見えるが、）以下の部分と一体のものであると考えられることになる。

冠義篇冒頭部

凡人之所以為人者、禮義也。禮義之始、在於正容體、齊顏色、順辭令。容體正、顏色齊、辭令順、而后禮義備、以正君臣、親父子、和長幼。君臣正、父子親、長幼和、而后禮義立。故冠而后服備、服備而后容體正、顏色齊、辭令順。故曰、冠者禮之始也。是故古者聖王重冠。

昏義篇冒頭部

昏禮者、將合二姓之好、上以事宗廟、而下以繼後世也。故君子重之。

このようなレベルでの各札の意義づけを導くことに主たる関心があったから、以下の『儀礼』の各儀節に密着する議論の上に、これが冠せられることになったものと思われる。この冒頭部の末尾（波線部）と共通する表現が、冠義篇ではそのほぼ篇末の部分に

故曰、冠者禮之始也、嘉事之重者也。是故古者聖王重冠。

と見えており⁽⁴⁾、昏義篇では士昏礼「経」の義を説き終えた部分の末尾に、「故聖王重之」と見えているが、これもこれらの部分の作者が首尾を整えたものの如くである。おそらく、ここまでがそれぞれ、もともとひとまとまりの資料であったのであろう⁽⁵⁾。このような各篇の核であったであろうひとかたまりの資料をここでは「原冠義」、「原昏義」等と呼ぶことにするとして、冠義篇の末尾（上の引用につづく部分）は、直前の「重冠」を受けていて、それ以前と一体であるように見えるから、あるいは原冠義については今本冠義篇全体がすなわち原冠義であるのかも知れない。他方、昏

義篇で上につづく部分は、これが『儀礼』士昏礼の「経」ではなく「記」に基づくものであることからしても、後の付加であるように思われる。これが後の付加でないにしても、末尾の「古者天子后立六宮」以下の一節までが、原昏義に含まれることはないであろう。同様に考えていくならば、原郷飲酒義は上の区分のA①②で、原燕義は「諸侯燕禮之義」以下の部分、ただし、燕義篇末尾の「席、小卿次上卿」以下の一節は後の付加であるかも知れない。聘義篇は判断が難しいが、短く取るならば、「以圭璋聘、重禮也」の手前まで、長く取っても朝事篇に含まれない末尾の二節を除いた部分までが原聘義であったであろう。

六

これら原冠義等の各資料がすべて同時に成立したものであるのかはわからない。『儀礼』への密着度から見ると、原昏義あたりが一番古いようにも感じさせられるが、これら各資料は形式上もよく似ているから、だいたい同じような時期に、同じような思想傾向のグループの人々によって作られたと考えるよと思う。この成立時期を確定することは現在の資料状況では困難であるものの、相対的な先後関係であれば、その成立の上限を与えるのは『儀礼』の「経」「記」の成立である。これらの資料では『儀礼』の「記」の部分に記された儀節の義も論じられているから⁽⁶⁾、これが『儀礼』の「記」の成立の後に成ったものであるのは確かである。

この下限を考える上で参考となるのは、次の『礼記』哀公問篇（『大戴礼記』哀公問於孔子篇）の記述であろう。

孔子對曰、古之為政、愛人為大。所以治愛人、禮為大。所以治禮、敬為大。敬之至矣、大昏為大。大昏至矣。大昏既至、冕而親迎、親之也。親之也者、親之也。是故君子與敬為親。舍敬、是遺親也。弗愛不親、弗敬不正。愛與敬、其政之本與。公曰。寡人願有言。然冕而親迎、不已重乎。

孔子愀然作色而對曰、合二姓之好、以繼先聖之後、以為天地宗廟社稷之主、君何謂已重乎。

公曰、寡人固。不固、焉得聞此言也。寡人欲問、不得其辭。請少進。

孔子曰、天地不合、萬物不生。大昏、萬世之嗣也、君何謂已重焉。

この波線部が上に引いた昏義篇冒頭とほぼ一致している。おそらく、哀公問篇の作者が昏義篇を利用して、孔子と哀公との対話にふさわしい形に改めたものである。ちなみに、傍線部は、郊特牲篇の「記昏義」の

天地合、而后萬物興焉。夫昏禮、萬世之始也。……

婿親御授綏、親之也。親之也者、親之也。敬而親之、先王之所以得天下也。

とほぼ一致し、ここでも（昏義↓）「記昏義」↓哀公問篇の順が想定される。⁽⁶⁴⁾惜しむらくは、哀公問篇の成立年代が不明なことで、『孔子三朝記』や『荀子』哀公篇をはじめとして、戦国期には孔子、

哀公の問答に仮託した文章が多数生み出されていることを考えれば⁽²⁵⁾、この篇もまたそのような一篇であった可能性は高いが、これを戦国期の作と断定するにはさらなる証拠が必要となる。

他に重要な資料は、今本郷飲酒義篇で『荀子』楽論篇と重複するDの部分である。孔子言「吾觀於鄉、而知王道之易易也」にはさまれる形で構成されたこの部分は、原冠義等と基本的な形式を共有している。すなわち、郷飲酒礼の各儀節を引きながら、「貴賤明」「隆殺辨」「和樂而不流」「弟長而無遺」「安燕而不亂」の五つの義を導き、この五者から郷飲酒礼が「正身安國」の具であることを示すという形を取っている。これが原冠義等と同様の思考のもとで、文章構成においてさらなる彫琢が加えられた結果であるのは間違いない。この文章が『荀子』にも含まれていることは、この資料が荀子学派と何等かの関係を有していたことを示している。楽論篇は『荀子』のなかでは思想的に異質な篇であるし⁽⁶⁶⁾、そこに付加されたこの資料が荀子その人の手になるとは考え難いが、荀子学派における教学の資料のひとつであった可能性は高いであろう。

周知のように、『荀子』大略篇には『儀礼』聘礼記とほぼ同文が「聘礼志」として引かれており、荀子学派の教学の資料には『儀礼』の「記」に相当するものが含まれていたことを暗示している。『儀礼』の「経」や「記」を教学の資料とするものが、それぞれの礼の義に関心を示して作られたのが原冠義等の資料であったであろうから、荀子学派や彼らと同時代の儒家がこれらの資料の制作に関与していたとしても、それほど違和感はない⁽⁶⁷⁾。もとより、原冠義等の

資料には荀子思想との直接的なつながりを示している部分はないから、これらの資料と荀子学派との関連はあらためて考えていかなければならないものの、その作成時代の下限については、暫定的にこれを荀子の時代に置いて大過ないと思われる⁽²⁸⁾。これらの資料の作成年代や作者についてのより精確な推定は今後の課題であるが、これらが漢代に成立した今文礼の義を説いたものでないことは、ほぼ動かないであろう。

最後に、本論でほとんどあつかうことのできなかつた射義篇について一瞥を与えておけば、この篇が原冠義等の資料と密接な関係を持つことは、今本の冒頭部

古者諸侯之射也、必先行燕禮。卿大夫士之射也、必先行鄉飲酒之禮。故燕禮者、所以明君臣之義也。鄉飲酒之禮者、所以明長幼之序也。

における燕礼の意義づけが、燕義篇のそれと完全に一致することや、是以天子制之、而諸侯務焉。此天子之所以養諸侯而兵不用、諸侯自爲正之具也。

とほぼ同じ表現が、聘義篇(傍線部は63-6b、波線部は63-4b)に見えていることから明らかである。にもかかわらず、この篇において『儀礼』に示された射礼(郷射礼と大射儀)の儀節への言及が見えないのは、原冠義等の資料を生み出したグループにおける礼思想の変遷を示唆しているようにも感じられる。このグループの主たる関心が各礼の大きな義の方にあつたことを思えば、彼らがやがて『儀礼』本文から離れていくのは、自然の成り行きであるように思われるから

である。この篇の分析は、礼の義を説く他の著述群との関係をも視野に入れながら行つていく必要がある。これもまた今後の課題である。

注

- (1) 『六徳』と他文献との重複部分については、単育辰『郭店《尊徳義》《成之間之》《六徳》三篇整理与研究』(科学出版社、二〇一五年)第七章第四節「《尊徳義》、《成之間之》、《六徳》三篇与传世文献対読類萃」参照。ここでの『六徳』の釈文もこの書による。ただし、仮借字は通行の文字に置き換えてある。
- (2) 本論においては漢文原文に対する日本語訳は省略する。冠義等六篇の訳については、『東洋古典学研究』連載の拙訳「礼記注疏訳注稿」を参照されたい。
- (3) 引用は許維通『韓詩外伝集釈』(中華書局、一九八〇年)による。
- (4) 『漢書』儒林伝「韓嬰、燕人也。孝文時爲博士、景帝時至常山太傅。武帝時、嬰嘗與董仲舒論於上前」(三六一三頁)参照(以下『漢書』からの引用には中華書局版標点本の頁数を付しておく)。
- (5) 王夢鷗『礼記校証』(台湾芸文印書館、一九七六年)卷十九「冠昏郷射燕聘義校証前記」では、この郊特性篇の「剛柔之義也」句を「釈義之釈義語」と呼んでいる。以下、王氏の説の引用はすべてこの部分による。
- (6) 武内義雄「礼記の研究」『全集』第三卷、角川書店、一九七九年所

収）参照。

- (7) 『漢書』儒林伝（三六一—三頁）。
- (8) 『漢書』夏侯始昌伝（三二—三四頁）。
- (9) 后倉が宣帝時に活躍した人物であることは『漢書』百官公卿表「孝宣本始二年」の「博士后倉爲少府」（八〇〇頁）、および同芸文志「訖孝宣世、后倉最明」（一七一〇頁）から明らかである。
- (10) 十三經注疏からの引用箇所を示す場合には、この形で嘉慶本の巻葉数（B・表／D・裏）を示す。
- (11) 『漢書』文帝紀前元二年十一月、後元元年三月詔。
- (12) なお、郷飲酒義篇のEの部分に見える「月者三日則成魄、三月則成時」が『白虎通』日月篇では『援神契』の文章として引かれている（文やや異なる）。経書と緯書の文章が重複するものについて『白虎通』が緯書を優先させる例は他に見えないようであり、あるいは白虎観会議参与者の見た郷飲酒義篇にはこの部分が含まれていなかったのかも知れない。
- (13) この句の句読は王引之『経義述聞』（所引の王念孫説）に従う。
- (14) ただし、『大戴礼記』朝事篇の重複部分でも①↓②の順であり、朝事篇では②の末尾が「所以致敬讓」になってしまっている。
- (15) 『儀礼』土冠礼では「若不醴、則醴用酒」（3.12a）と醴の代わりに酒を用いて醴する礼が補記されている。
- (16) 昏義鄭注（61.7b2）「昏禮不言厥明、此言之者、容大夫以上禮多、

或異日。」

- (17) 『儀礼』郷飲酒記（10.10a）「獻用爵、其他用觶」参照。
- (18) 下に示すように今文テキストでは「騰」ではなく「騰」に作っていたはずである。
- (19) 第二句については、正義（63.2b4）も「案聘禮入廟門之時、無三讓之、文不備也」と言う。
- (20) この二つの「完備化」の関係については、拙稿『儀礼』の「記」をめぐる一考察（『東洋古典学研究』第三九集、二〇一五年）参照。
- (21) 王夢鷗は冒頭部の一節の末尾にも「嘉事之重者也」句があるべきとする。
- (22) ただし、昏義篇のこの部分の中間に見える「夫禮始於冠、本於昏、重於喪祭、尊於朝聘、和於射鄉、此禮之大體也」（王夢鷗が冠義等六篇の総論と見る部分）は他からの錯簡と思われる。
- (23) 昏義のそれについては既述。上引燕義の「⑤使宰夫爲獻主」は『儀礼』燕礼に見えず、『儀礼』聘礼記（24.17b）「燕則上介爲賓、賓爲苟敬、宰夫獻」と一致する。なお、『儀礼』の「経」「記」については、前掲拙稿参照。
- (24) また点線部以下は『春秋穀梁伝』桓公三年に「子貢曰、冕而親迎、不巳重乎。孔子曰、合二姓之好、以繼萬世之後、何謂巳重乎」と子貢と孔子の問答の形で引かれている。
- (25) 『孔子三朝記』については、拙稿『孔子三朝記』初探（『鹿兒島

大学教育学部研究紀要（人文・社会科学編）第六二卷、二〇一一年）、

『孔子三朝記』の構成とその思想」（同上第六三卷、二〇一二年）参照。

(26) 『荀子』楽論篇の異質性については、拙稿『荀子』楽論篇につい

て」（小南一郎編『中国古代礼制研究』京都大学人文科学研究所、一九

九五年）参照。

(27) もちろん、このことは『儀礼』というまとまりが先秦においてすでに存在していたことを意味するものではない。ただ、『儀礼』各篇の成立が先秦に遡ることは喪服を除く各篇に古文テキストが存在することからもあきらかであろう。

(28) 従来『荀子』大略篇以下の諸篇については、荀子後学の手になるとされ、それらと重複する文献も荀子後学以後の成立とされることが多かったが、郭店楚簡『窮達以時』の重複文が『荀子』宥坐篇に見えていることから知られるように、ここには荀子以前の文章も含まれている。大略篇以下の諸篇については荀子学派で用いられていた教学資料の彙集と見るのが穏当であろう。

(付記) 本研究は科学研究費助成事業（基盤研究（C）課題番号26370044）による成果の一部である。